

公調委平成31年（セ）第4号 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、550万円及びこれに対する平成31年3月1日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、同人が居住していたビル（以下、「申請人ビル」という。）の隣地に所在し、被申請人が所有する商業ビル（以下、「被申請人ビル」という。）から発生する騒音・低周波音によって、精神的・肉体的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、不法行為に基づく損害賠償の支払を求める責任裁定申請事件である。

1 前提事実

以下の各事実は、当事者間に争いがなく、掲記の各証拠（特記のない限り、枝番号を含む。）及び審問の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者等

ア 申請人は、申請人ビルを管理する目的で、平成25年6月頃から肩書地に所在する申請人ビル内に居住していたが、平成30年4月頃から東京都世田谷区に所在する申請人の父の自宅に転居した（審問の全趣旨）。

イ 被申請人は、不動産の賃貸借及び売買に関する一切の業務等を目的とする株式会社であり、平成27年3月12日に被申請人ビルを新築し、これ以降被申請人ビルを所有している（甲A8、審問の全趣旨）。

(2) 申請人ビル及び被申請人ビルの状況

ア 申請人ビルの状況

申請人ビルは、新宿区〇〇及び同△△に所在する一棟の建物であり、昭和46年に同〇〇に鉄筋コンクリート造<sup>ろく</sup>陸屋根4階建ての事務所が建てられ、昭和49年に同△△上に増築する形で鉄骨造<sup>ろく</sup>陸屋根5階建ての事務所・居宅が建築されたものであり、申請人の父及び同人の姉が共有持分を有している。増築された5階建ての建物のうち4階の一部及び5階の全てのフロア（以下、これらを総称して「申請人宅」という。）は申請人の居室として使用され、それ以外の部分は事務所及び店舗の賃貸に用いられている。申請人宅の間取りは別紙1のとおりであり、4階の北側にはキッチン、南側には洋室、さらにその南側にはバルコニーがあり、キッチンと洋室との間に浴室とトイレがあり、洋室、浴室及びトイレの東側にそれぞれ窓が設置されている。また、5階の北東側にはキッチン、南東側にリビング、南西側に寝室、さらにその南側にベランダがあり、キッチンの東側、リビングの東側にはそれぞれ窓が設置されている。

（甲A4、6、7、職1〔3、5頁〕）

イ 被申請人ビルの状況

被申請人ビルは、新宿区□□に所在する鉄筋コンクリート造りの地下1階付きの5階建ての商業ビルで、申請人ビルの東側と隣接しているが、申請人ビルと被申請人ビルの境界は、排気ダクトを辛うじて通せる程度の隙間しかない。被申請人ビル南側には入口があり、各階には、それぞれ飲食店等のテナントが入居している。

（甲A5、8、職1〔3、5頁〕）

ウ 被申請人ビルの排気ダクト等の状況

被申請人ビルの屋上には、別紙2のとおり排気ダクトが合計5台設置されているところ、このうち左側から並列して縦方向に4台設置されているものは、それぞれ地下1階、地上1階、2階及び3階にある各店舗につながっている。また、それらの排気ダクトの上部には、2階の店舗の客席用の排気ダクトが横方向に設置されている。これらのうち1階につながる排気ダクトは、排気口の口が塞がれており、使用できない状態になっている

(以下、上記排気ダクトのうち1階につながる排気ダクトを除いたものを総称して「本件各排気ダクト」という。)。本件各排気ダクトは、被申請人ビルの西側の壁沿いに申請人ビルとの隙間を下に向かって延びている。申請人ビルの4階の洋室に設置された窓からは被申請人ビルの2階につながる排気ダクトを、浴室やトイレに設置された窓からは被申請人ビルの3階につながる排気ダクトをそれぞれ確認することができる。また、被申請人ビルの屋上には、本件各排気ダクトの付近にエアコン用室外機(以下、本件各排気ダクトと併せて「本件設備機器」という。)が設置されており、また、その付近に変電設備が設置されている。(甲A5、乙12、職1)

(3) 申請人の生活状況

ア 申請人は、申請人ビルに居住していた平成30年4月頃までは、午前7時頃に起床し、申請人ビルの掃除等を行った後、午前11時頃から日中は申請人の父の自宅で過ごし、午後8時から9時頃までに申請人宅に戻り、管理業務を行った後、午後11時頃に就寝する生活を送っていた(審問の全趣旨)。

イ 申請人は、平成30年4月に申請人の父の自宅に転居後は、通常、午前10時頃に申請人ビルを訪れ、管理業務を行い、午前11時から11時30分頃までに申請人ビルを出て、申請人の父の自宅に帰宅しているが、月に数回、仕事のため、申請人宅に宿泊することもあった(審問の全趣旨)。

(4) 本件裁定申請に至る経過

ア 申請人は、平成28年2月頃、被申請人に対し、被申請人ビルから低周波音が発生しているなどとして、対策をとるよう求めた。申請人からの要望を踏まえ、被申請人は、同年4月、被申請人の費用で、申請人ビルの5階の窓を二重サッシにし、同年9月、本件各排気ダクトに消音装置を設置した。(乙1、5、6、審問の全趣旨)

イ 新宿区の職員は、平成28年5月23日、申請人ビル内において、低周波音測定を実施したが、この測定結果によれば、50Hz以上の周波数で環境省作成の「低周波音問題対応の手引書」における「低周波音問題対応のための『評価指針』」の心身に係る苦情に関する参照値(以下、「参照値」という。)を超える場合があるが、本件各排気ダクトのみが低周波音の発生源と断定することはできないとされた(甲B1)。

ウ 申請人代理人は、平成30年4月6日から同月11日にかけて、申請人宅内において、低周波音測定を実施したところ、80Hzの周波数については、夕方から夜にかけて参照値を上回り、63Hzの周波数については、参照値を下回るが、感覚閾値<sup>いき</sup>を上回ることがあった(甲B2)。

エ 申請人は、平成31年3月11日、当委員会に対し、本件裁定申請をした(審問の全趣旨)。

(5) 公害等調整委員会による調査

ア 公害等調整委員会事務局(以下、単に「事務局」という。)は、令和2年12月2日から翌3日にかけて、裁定委員会が選任した低周波音・騒音に関する専門委員及び当事者双方が立ち会った上で、申請人ビル及び被申請人ビルにおいて、現場の状況等を確認するための調査を実施した(職1)。

イ 裁定委員会は、上記調査を踏まえて、申請人及び被申請人の意見を聴いて測定調査計画を立て、株式会社a(以下、「委託業者」という。)に対し、申請人宅内における騒音・低周波音の状況等の測定及び分析に関する

調査を委託した。委託業者は、令和4年7月27日から翌28日にかけて、申請人ビル及び被申請人ビルにおいて、騒音・低周波音の測定調査を実施した（以下、「本件調査」という。）（職2）。

(6) 申請人ビル及び被申請人ビルの周辺の状況

申請人ビル及び被申請人ビルが所在する地域は、都市計画法上の都市計画区域としては商業地域と定められており、周辺には雑居ビルが建ち並んでいる。東側に出ですぐに車両の往来が多い道路（b）があり、さらにその東側には、線路が複数通っており、申請人ビルから徒歩圏内にc駅、d駅、e駅等が所在している。（甲A1～3、5、職2〔58頁〕）

(7) 騒音に関する行政基準等

ア 申請人ビル及び被申請人ビルが所在する地域に適用される騒音に係る環境基準（環境基本法16条1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準）は、以下のとおりである（等価騒音レベルの数値）。

昼間（午前6時から午後10時までの間） 60dB以下

夜間（午後10時から翌日の午前6時までの間） 50dB以下

（公知の事実）

イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「都条例」という。）136条は、「何人も」別表第十三に掲げる規制基準を超える騒音の発生をさせてはならない旨を定めているところ、申請人ビル及び被申請人ビルが所在する地域に適用される騒音に関する「日常生活等に適用する規制基準」（別表第十三「一 騒音」）は以下のとおりである（第三種区域（商業地域））。

（音源の存する敷地と隣地との境界線における音量）

午前6時から午前8時までの間 55dB

午前8時から午後8時までの間 60dB

午後 8 時から午後 11 時までの間 55 d B

午後 11 時から午前 6 時までの間 50 d B

(甲 C 1 2、公知の事実)

ウ 環境省中央環境審議会の「騒音の評価手法等の在り方について(答申)」(平成 10 年 5 月 22 日)は、騒音の評価手法としては、等価騒音レベルが適当である旨示しており、さらに、騒音影響に関する屋内騒音レベルの指針として、夜間睡眠影響(午後 10 時から翌日午前 6 時まで)の一般地域については、35 d B 以下、同時刻における道路に面する地域については、40 d B 以下との指針値(以下、「屋内指針」という。)を示している(公知の事実)。

#### (8) 低周波音に関する参照値

環境省が作成した「低周波音問題対応の手引書」における「低周波音問題対応のための「評価指針」」には以下の記載がある。

##### ア 心身に係る苦情に関する参照値

低周波音による心身に係る苦情に関する参照値は、表 2 及び G 特性音圧レベル  $L_G=92$  (d B) とする。

表 2 低周波音による心身に係る苦情に関する参照値

1/3オクターブバンド 中心周波数(Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3オクターブバンド 音圧レベル(dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

##### イ 心身に係る苦情に関する評価方法

(ア) G 特性音圧レベルで 92 d B 以上であれば、20 Hz 以下の超低周波音による苦情の可能性が考えられる。

(イ) 低周波音の 1/3 オクターブバンド音圧レベルを表 2 と比較し、参照値以上であれば低周波音による苦情の可能性が考えられる。

(ウ) 上記(ア)、(イ)のどちらにも当てはまらなければ、低周波音問題の可能性は低い。その場合には、100Hz以上の騒音や地盤振動などについても調査を行い総合的に検討する。

(甲B3〔21頁～23頁〕)

## 2 争点及び争点に対する当事者の主張の概要

### (1) 申請人の主張の概要

#### ア 騒音について

申請人は、平成28年3月頃から、毎日のように早朝から深夜に至るまで被申請人ビルに設置された本件設備機器から発生する騒音による被害を受けてきた。本件において適用される夜間の環境基準及び規制基準はいずれも50dBであるところ、本件調査では、申請人ビルと被申請人ビルとの間の測定点において、上記基準値を超える値が測定された。本件設備機器の稼働時の騒音は、暗騒音と比べて、A特性音圧レベルで8から10dBまで程度高いレベルを示している。このような騒音レベルは、受忍限度を超えているという方向への大きな考慮要素とみるべきである。

#### イ 低周波音について

申請人は、騒音と同様に本件設備機器から発生する低周波音の被害を受けてきた。このことは申請人が体感調査において、本件設備機器を稼働させた場合に低周波音を感知していることから明らかである。確かに、本件調査によれば、測定された音圧レベルは参照値を下回っていたが、参照値はあくまで目安の値であり、これを下回るレベルの低周波音であっても、人の身体に影響は生じ得る。そして、本件調査においては、感覚閾値を上回るような時間帯があったことからすると、低周波音も申請人の苦痛の原因とみるべきである。

#### ウ 損害について

申請人は、上記ア及びイの騒音・低周波音により、夜間眠ることができ

ず、慢性的に睡眠不足となり、精神的・肉体的苦痛を受けており、申請人の父の自宅への転居を余儀なくされた。これらを慰謝するに足りる慰謝料の額は500万円が相当である。また、申請人は、本件裁定申請するに当たり弁護士である申請人代理人に依頼しており、被申請人の行為と相当因果関係のある弁護士費用は50万円である。

## (2) 被申請人の主張の概要

### ア 騒音について

本件調査によれば、確かに、屋外の測定点において、本件設備機器を全て稼働させた場合、夜間の環境基準及び規制基準の値を超えているが、一部の排気ダクトのみを稼働させた場合には、昼間の環境基準値(60dB)を超えていない。24時以降は本件各排気ダクト全てを稼働することはないから、環境基準を大きく超えるような時間帯はほとんどないといえる。また、一部の測定点においては、暗騒音が50dBを超えていることからしても、騒音の存在は被申請人ビルだけに起因するものではない。そもそも被申請人ビルが所在する地域は商業地域であり、近隣には自動車の通行が頻繁な道路が通っており、かなりの音が日常的に発生する場所であるが、申請人は自ら別の場所から騒音がある商業地域に転居したのであるから、多少の騒音による被害は一定程度甘受すべき立場にあるといわなければならない。加えて、本件各排気ダクトを設置することについては、公益性が認められるし、被申請人はこれまで行える対策は全て講じてきた。以上を踏まえると、本件設備機器からの騒音は受忍限度を超えるものではないといふべきである。

### イ 低周波音について

本件調査によれば、申請人宅内の測定点において、参照値を大きく下回っており、低周波音が苦情の原因である可能性は低いとされている。参照値は、低周波音による被害について、一定の基準を示すものとして参照す

る価値が高いものと考えられ、参照値を下回る程度の音圧レベルの低周波音については、原則として、受忍限度を超えないものというべきである。そうすると、被申請人ビルの設備から発生する低周波音については受忍限度の範囲にとどまっているというべきである。

ウ 損害について

申請人の損害については、争う。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前記前提事実、文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件各排気ダクトの稼働状況等

ア 被申請人ビルに入居しているテナントのうち、本件各排気ダクトがつながっている地下1階、地上2階及び3階にある店舗の業態や営業時間は、おおむね以下のとおりであった。

地下1階 飲食店 午前11時30分から翌日午前0時まで

地上2階 f 午前11時30分から午後11時30分まで

地上3階 g 午後5時から翌日午前0時まで

(甲C15〔3頁〕、審問の全趣旨)

イ 本件各排気ダクトの稼働時間は、日によって異なることがあるが、おおむね以下のとおりであった。

地下1階 午前9時頃から翌日午前1時頃まで

地上2階 午前10時頃から翌日午前0時頃まで

地上3階 午後2時頃から翌日午前0時頃まで

(審問の全趣旨)

ウ 本件各排気ダクトには、その吸気口内にあるファンの部分にそれぞれ消音装置が設置されているところ、消音装置には吸音材として、グラスウー

ルが用いられている。(乙11、13)

(2) 申請人の苦情と被申請人側の対応状況

ア 申請人は、平成27年11月頃、被申請人ビルの管理会社（以下、単に「管理会社」という。）に対し、4階のhから騒音が発生しているとして、その対策を求めたところ、被申請人は、被申請人ビルの4階及び5階に入居するテナントに要請してスピーカーとアンプとの間にリミッターを設置した（審問の全趣旨）。

イ 申請人は、平成28年2月頃、管理会社に対し、被申請人ビルの排気ダクトの振動音が夜中まで響いており、睡眠の妨げとなっているため、午後11時以降は排気ダクトの稼働を止めるよう求めた。これを受けて管理会社は、被申請人ビルのテナントに対し、食事のラストオーダー後に火を使用しない場合は速やかに排気ダクトの電源を切ること、夜中まで排気ダクトを使用する場合には、消音装置を付けて欲しいと要請した。(乙1)

ウ 申請人は、平成28年3月、管理会社に対し、再度午後11時以降の騒音を抑えるよう求めるとともに、騒音測定や行政指導を求めることを示唆したところ、管理会社は、被申請人ビルのテナントに対し、再度上記イと同様の要請をした。また、被申請人は、同年4月頃、申請人と協議の上、申請人宅の5階の窓に二重サッシを設置し、施工業者に対し、その費用として108万円を支払うとともに、同年9月頃、防音工事会社と協議し、本件各排気ダクトに前記(1)ウの消音装置を設置し、その費用として87万4800円を支払った。

申請人は、同年10月4日、被申請人に対し、消音装置を設置したことにより音量全体が大幅に低下したわけではないが、低周波音域については騒音が軽減されたように感じるとして謝意を伝え、この点について感謝を述べるとともに、2階のfの営業時間中は現在も騒音が厳しいと感じる旨を述べた。

(甲C4、5、11、乙2～6)

エ その後、申請人は、被申請人に対し、騒音に加えて、臭気と排気熱についても苦情を申し立てるようになった。被申請人は、現地を確認したところ、一般的な飲食店から発せられる範囲にとどまっていると考え、平成29年10月12日、申請人に対し、音の問題や臭気について何らかの対応をする必要があるとは考えていない旨通知した。（乙7）

オ そこで、申請人と被申請人との間で協議が行われ、平成29年12月6日、申請人や被申請人の代表者等の立会いの下、新宿区の職員による現地確認が実施された。その際、被申請人は、申請人に対し、更なる対応をとることに消極的な意向を示した。（乙8）

### (3) 本件調査の内容及び測定結果

ア 委託業者は、本件調査において、騒音・低周波音測定の際、申請人宅の5階寝室のベッドの枕近傍（測定点A）、4階洋室の窓近傍（測定点B）、5階キッチン窓外（測定点C）、5階リビング窓外（測定点D）、4階洋室窓外（測定点E）、5階ベランダ（屋外）（測定点F）、4階バルコニー（屋外）（測定点G）、被申請人ビルの屋上にある本件各排気ダクトの近傍（測定点H）及び室外機近傍（測定点I）に低周波音測定機能付き精密騒音計を設置し、令和4年7月28日午前0時から午前2時までの時間帯における音圧レベルを測定した。測定の際には、窓は全て閉めた状態にし、被申請人ビルの屋上にある本件設備機器及び被申請人ビルの3階にある簡易ファンについて、別紙3の運転パターンごとにスイッチのオンオフ操作を実施した。なお、測定日当日は、測定の障害となるような降雨や降雪、強風はなかった。

本件調査では、本件設備機器のそれぞれの機器の稼働又は停止のパターンごとに各測定点において測定したA特性音圧レベル、Z特性音圧レベル及びG特性音圧レベルの10秒間の等価音圧レベル（ $L_{eq}$ ）を算出したほか、A特性音圧レベル及びG特性音圧レベルについては、時間率音圧レベ

ル（ $L_{5}$ 、 $L_{50}$ 、 $L_{95}$ ）を算出し、全測定点にわたって暗騒音や風雑音による影響が少ない区間を選定し、1／3オクターブバンド周波数分析を実施した。

また、上記測定に併せて、申請人を申請人宅内に待機させた上で、本件設備機器の稼働状況について、申請人に知らせずに稼働音によって自身が感じる音の程度を4段階（聞こえない、少し聞こえる、聞こえる、非常に聞こえる）で記載させる方法により、体感調査を実施した。

（職2〔3～19、66、67頁〕）

イ 屋内測定点である測定点A、B及び屋外測定点である測定点CからGまでにおけるA特性等価音圧レベルは、別紙4及び別紙5のとおりである（職2〔20、21、59頁〕）。

ウ 屋内測定点A及びBにおける本件設備機器の運転パターンに応じた1／3オクターブバンド周波数分析並びにこれと参照値及び最小可聴値（ISO389-7（MAF））との対比結果は別紙6のとおりである。また、屋内測定点A及びBで観測されたG特性音圧レベル（超低周波音）は、参照値である92dBを大きく下回った。（職2〔20、25～27、53、55頁〕）

エ 本件設備機器の音源側と申請人宅内の測定点でピーク周波数の一致がみられ、各設備機器の騒音・低周波音は申請人宅内に伝搬していることが確認された。また、申請人の体感調査の結果は別紙4及び5のとおりであり、本件設備機器稼働時、本件各排気ダクト稼働時、2階につながる排気ダクト稼働時において、申請人の体感と本件設備機器の稼働状況の変化が一致していた。上記以外の条件（本件設備機器停止時、1階、3階につながる排気ダクト稼働時、室外機のみ稼働時）では、申請人の体感は「聞こえない」であった。（職2〔3、4、21、59、64～66頁〕）

## 2 判断

(1) 申請人が主張する被申請人ビルからの騒音・低周波音による被害が、違法な権利侵害又は利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである（最高裁平成6年3月24日第一小法廷判決・集民172号99頁参照）。

(2) 本件設備機器からの騒音・低周波音の状況

ア 騒音の状況

(ア) 既に認定したところによると、本件設備機器からの騒音のA特性等価音圧レベルは、全設備機器稼働時及び排気ファン全稼働時に測定点Cで61dB、同Eで62dBと昼間（午前6時から午後10時までの間）の環境基準（60dB）を超過し、また、これらの運転パターンも含めた各機器の稼働時に測定点C、D、E及びGで夜間（午後10時から翌日の午前6時までの間）の環境基準（50dB）を上回っていたことが認められる。他方で、本件調査は、午前0時から午前2時までの時間帯に測定が行われたが、本件設備機器を全て停止した場合にも、測定点C、D、E及びGにおいて、いずれも、夜間の環境基準を上回り、最大で54dBの騒音が測定されていることからして、申請人宅が所在する場所は、夜間においても暗騒音が相当大きな地域といえる。

次に、都条例による規制基準との関係についてみるに、既に認定した被申請人ビルのテナントの営業時間等に照らすと、本件設備機器が全て稼働状態にあるのは午後2時から翌日午前0時までであり、この時間帯における屋外測定点におけるA特性等価音圧レベルは前記のとおり最大で62dBであり、午前0時から午前1時までの間は、地下1階のテナントの排気ダクト又は室外機が稼働するのみであり、屋外測定点におけ

るA特性等価音圧レベルは最大で57dBとなっている。そうすると、都条例による規制基準からの逸脱の程度は、午後2時から午後8時までは60dBに対して2dB、午後8時から午後11時までは55dBに対して7dB、午後11時から午前0時までは50dBに対して12dB、午前0時から午前1時までは同じく50dBに対して7dBであり、規制基準からの乖離かいが大きいのは、午後11時から1時間程度である。

その上で、既に認定したとおり、本件設備機器からの騒音は申請人宅内に到達しているものと認められるところ、申請人宅5階寝室（測定点A）におけるA特性等価音圧レベルは、本件設備機器を全て稼働させた場合を含めいずれの運転パターンにおいても27dB未満にとどまり（認定事実(3)イ）、夜間（午後10時から翌日午前6時まで）の屋内指針（一般地域につき35dB、道路に面する地域につき40dB）を下回るものである（前提事実(7)ウ）。また、申請人宅4階洋室（測定点B）におけるA特性等価音圧レベルも、全設備機器稼働及び排気ファン全稼働の場合に36dB程度であり（認定事実(3)イ）、上記屋内指針と同等かそれを下回る値となっている。

- (イ) 申請人は、本件調査においては、本件設備機器を複数（2基から4基まで）稼働させるというパターンを全く実施されておらず、妥当でない旨主張する。しかしながら、本件調査においては、被申請人ビルのテナントの本件設備機器の使用実態に即した騒音の測定・分析が可能となるように、現地調査と専門委員の意見を踏まえて、当事者の意見も聴いた上で、機器の運転パターンを定めて実施したものであって、上記のとおり、被申請人ビルのテナントの営業時間帯において生じる騒音レベルの測定・分析に足らざる点はない。

#### イ 低周波音の状況

既に述べたとおり、本件設備機器を音源とする低周波音は申請人宅内に

到達していることが認められるところ、別紙6のとおり、屋内測定点A及びBにおける全設備機器稼働時及び排気ファン全稼働時における1/3オクターブバンド周波数分析の結果は、いずれも参照値（10Hz～80Hzの周波数別バンド音圧レベル）を10dB程度下回るものであった。また、超低周波音（1～20Hz）に関して、G特性音圧レベルも、屋内測定点A及びBにおいて、参照値である92dBを大きく下回っていた。

他方で、別紙6のとおり、全設備稼働時及び排気ファン全稼働時における1/3オクターブバンド周波数分析の結果は、測定点Aにおいては63Hzから80Hz、測定点Bにおいては80Hzであり、それぞれ最小可聴値（ISO389-7（MAF））を上回り、また、申請人は体感調査において、全機器稼働時は「非常に聞こえる」、排気ファン全稼働時は「非常に聞こえる」又は「聞こえる」と答えており、申請人の体感の変化は運転パターンの切替え時刻と一致していたことからすると、申請人が本件設備機器から発する低周波音を感知していることは否定し難い。もっとも、前記のとおり、本件設備機器が全て稼働状態にあるのは午後2時から翌日午前0時までであり、午前0時から午前1時までの間は、地下1階のテナントの排気ダクト又は室外機が稼働するのみであり、これについては申請人の体感調査の結果はいずれも「聞こえない」となっている。

### (3) 受忍限度の検討

ア 前記認定のとおり、申請人ビルが所在する地域は都市計画法上の商業地域であって、周囲に雑居ビルが建ち並び、近隣には交通量の多い道路があり、徒歩圏内に主要駅も所在していることから、夜間も人通りが多く、深夜まで営業する飲食店も散在し、いわゆる繁華街ともいべき場所で、夜間における暗騒音も大きな地域である。

イ 本件で問題となっている騒音・低周波音は、被申請人ビルで飲食店等を営むテナントの営業に伴い使用される排気ダクトや排気ファン等から発生

するものである。騒音の程度は、既に述べたとおり、屋外の敷地境界付近で、全テナントが営業に伴い本件設備機器を稼働させる時間帯に都の条例の規制値を上回っているが、これと大きく乖離<sup>かい</sup>するのは午後11時から翌日午前0時までの時間帯であり、申請人宅内における騒音レベルは、上記時間帯も含めてテナントの営業時間中、夜間の屋内指針を下回るか、同程度の値となっている。次に、本件設備機器から生じる低周波音については、全テナントが営業に伴い本件設備機器を稼働させる午前0時までの間、申請人において、これを感知できたことは否定できないものの、申請人宅内においては、テナントの営業時間中を通じて参照値を大きく下回る値となっている。

ウ 申請人ビルは、事務所兼居宅であり、申請人が居室として使用する部分以外は、店舗や事務所として賃貸に用いている。申請人は、申請人ビルに居住中は、午前7時頃に起床し、申請人ビルの掃除等を行った後、午前11時頃から日中は申請人の父の自宅で過ごし、午後8時から9時頃までに申請人宅に戻り、管理業務を行った後、午後11時頃に就寝する生活を送っていた。申請人は、被申請人ビルからの騒音・低周波音により慢性的な睡眠障害となり、転居したとするが、前記のとおり、被申請人ビルからの騒音は屋内指針の範囲内であり、申請人が低周波音を感知し得たのは午前0時までであることを考慮すると、これが直ちに申請人の睡眠障害を起こす程度のものとは言い難い。

エ 既に認定したとおり、被申請人は、申請人から騒音の苦情がある都度、これに対応してきており、排気ダクトの騒音に関する苦情に対しては、被申請人ビルのテナントに対して、ラストオーダー後に火を使用しない場合には速やかに排気ダクトの電源を切ることを要請したほか、被申請人の負担で申請人宅の窓に二重サッシを設置し、本件各排気ダクトに消音装置を取り付けるなどの対策をとった。これらの対策は、少なくとも申請人宅内

の騒音レベルの低減の効果があつたものと認められる。

オ 以上のとおり、申請人ビル及び被申請人ビルの所在する地域の状況、被申請人ビルの用途並びにこれにより生じる騒音・低周波音の態様及び程度、申請人ビルの用途及び同ビルでの申請人の生活状況、さらには申請人からの苦情に対する被申請人の対応及びとられた対策の効果などを考慮すると、被申請人ビルから生じる騒音・低周波音が当該地域において一般社会生活上受忍すべき程度を超えた違法なものとは認められない。

カ この点、申請人は、受忍限度の判断において、現地が閑静な場所であるか否かは考慮要素の一つに過ぎず、問題となっている騒音が暗騒音と比較してどの程度大きな音であるかも、騒音被害の大きさを示すものとして重視されるべきであるとして、測定点CからEまでにおける全設備機器稼働時の騒音が暗騒音に比較して、A特性等価音圧レベルで8から10dB上回っていることに着目すると、本件騒音は受忍限度を超えている旨主張する。

しかしながら、申請人宅内の騒音レベルは、屋内指針を下回るものであることなどを考慮に入れると、申請人の主張は上記の判断を左右するものではない。

また、申請人は、低周波音に関して、参照値はあくまでも目安であつて、参照値を下回る場合であっても身体的な被害が生じることはあり得るところ、本件においては、申請人宅内において、参照値を下回るものの、最小可聴値を超える低周波音が測定されていることから、低周波音も申請人の苦痛の原因であることを考慮に入れるべきであるとも主張する。

上記の判断は、申請人の低周波音の感知可能性も考慮に入れた上で、関連する諸事情を総合的に勘案の上、被申請人に受忍限度を超える違法な侵害行為は認められないとしたものであり、申請人の主張は失当である。

### 3 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、申請人の本件裁定申請は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁定する。

令和6年7月17日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 永 野 厚 郎

裁定委員 若 生 俊 彦

裁定委員野中智子は、差支えがあるため署名押印することができない。

裁定委員長 永 野 厚 郎

※裁定文中の別紙1～2は省略

別紙 3

表 4.2 分析時刻

運転 パターン 番号	条件	運転パターン							申請人 体感	分析時刻			備考
		室外機・排気ファン稼働状況								開始時刻	終了時刻	時間長 (s)	
		室外 機	2階 客席	2階	B1階	3階	3階 簡易	ダクト 稼働数					
①	全設備機器停止	—	×	×	×	×	×	0	1	1:18:30	1:18:40	10	
②	B1階	—	×	×	○	×	×	1	1	0:08:50	0:09:00	10	
③	全設備機器停止	—	×	×	×	×	×	0	1	1:23:20	1:23:30	10	
④	全設備機器稼働	◇	○	○	○	○	○	5	4	0:19:10	0:19:20	10	
⑤	3階簡易	—	×	×	×	×	○	1	1	1:28:00	1:28:10	10	
⑥	室外機のみ	◇	×	×	×	×	×	0	1	0:28:50	0:29:00	10	
⑦	2階	—	×	○	×	×	×	1	2	1:34:20	1:34:30	10	
⑧	室外機のみ	◇	×	×	×	×	×	0	1	1:39:40	1:39:50	10	
⑨	排気ファン全稼働	—	○	○	○	○	○	5	4	1:43:00	1:43:10	10	
⑩	全設備機器停止	—	×	×	×	×	×	0	1	0:49:10	0:49:20	10	
⑪	排気ファン全稼働	—	○	○	○	○	○	5	3	0:53:10	0:53:20	10	
⑫	全設備機器停止	—	×	×	×	×	×	0	1	0:59:30	0:59:40	10	
⑬	2階客席	—	○	×	×	×	×	1	3	1:04:00	1:04:10	10	
⑭	室外機のみ	◇	×	×	×	×	×	0	1	1:09:20	1:09:30	10	
⑮	3階	—	×	×	×	○	×	1	1	1:58:20	1:58:30	10	

○:排気ファン稼働、×:排気ファン停止、◇:室外機稼働

申請人体感 1:聞こえない 2:少し聞こえる 3:聞こえる 4:非常に聞こえる

## 別紙 4

表 4.3 A 特性音圧レベル測定結果

運転 パターン 番号	条件	申請人 体感	分析時刻		測定点 A				測定点 B			
			開始時刻	終了時刻	$L_{Aeq}$	$L_{AS}$	$L_{A90}$	$L_{A95}$	$L_{Aeq}$	$L_{AS}$	$L_{A90}$	$L_{A95}$
①	全設備機器停止	1	1:18:30	1:18:40	(21.5)	(22.1)	(20.9)	(20.8)	28.0	28.5	27.7	27.6
②	B1 階	1	0:08:50	0:09:00	(23.5)	(24.4)	(22.6)	(22.5)	30.1	30.5	29.5	29.4
③	全設備機器停止	1	1:23:20	1:23:30	(21.9)	(22.7)	(21.4)	(21.3)	29.0	30.2	27.9	27.8
④	全設備機器稼働	4	0:19:10	0:19:20	26.3	27.1	25.7	25.5	36.2	36.6	35.9	35.8
⑤	3 階簡易	1	1:28:00	1:28:10	(22.1)	(23.5)	(21.3)	(21.2)	34.7	35.2	34.4	34.3
⑥	室外機のみ	1	0:28:50	0:29:00	(22.7)	(23.4)	(22.1)	(21.7)	29.8	30.4	29.4	29.4
⑦	2 階	2	1:34:20	1:34:30	(23.6)	(24.5)	(22.8)	(22.7)	30.3	30.9	29.6	29.5
⑧	室外機のみ	1	1:39:40	1:39:50	(22.7)	(23.3)	(22.1)	(21.9)	29.6	30.0	29.3	29.3
⑨	排気ファン全稼働	4	1:43:00	1:43:10	25.7	26.6	25.0	(24.8)	35.8	36.2	35.4	35.3
⑩	全設備機器停止	1	0:49:10	0:49:20	(21.7)	(22.5)	(21.1)	(20.9)	27.8	28.2	27.4	27.3
⑪	排気ファン全稼働	3	0:53:10	0:53:20	25.7	26.4	25.1	(24.9)	36.1	36.7	35.7	35.5
⑫	全設備機器停止	1	0:59:30	0:59:40	(21.5)	(22.2)	(20.9)	(20.9)	27.9	28.4	27.6	27.5
⑬	2 階客席	3	1:04:00	1:04:10	(24.1)	(24.9)	(23.5)	(23.4)	31.2	31.5	30.8	30.8
⑭	室外機のみ	1	1:09:20	1:09:30	(23.4)	(24.1)	(22.7)	(22.6)	31.0	32.0	30.1	30.0
⑮	3 階	1	1:58:20	1:58:30	(21.4)	(22)	(20.9)	(20.8)	27.7	28.2	27.4	27.2

※カッコ付数字は騒音計の仕様範囲外(25dB 未満)を表します

申請人体感 1:聞こえない 2:少し聞こえる 3:聞こえる 4:非常に聞こえる

別紙 5

表 5.8 各測定点における A 特性等価音圧レベル測定結果と環境基準との比較 [dB]

運転 パターン 番号	条件	申請人 体感	分析時刻		測定点 C	測定点 D	測定点 E	測定点 F	測定点 G
			開始 時刻	終了 時刻	$L_{Aeq}$	$L_{Aeq}$	$L_{Aeq}$	$L_{Aeq}$	$L_{Aeq}$
①	全設備機器停止	1	1:18:30	1:18:40	51	52	53	48	50
②	B1 階	1	0:08:50	0:09:00	55	54	55	51	52
③	全設備機器停止	1	1:23:20	1:23:30	52	53	54	49	51
④	全設備機器稼働	4	0:19:10	0:19:20	61	60	62	53	54
⑤	3 階簡易	1	1:28:00	1:28:10	57	57	60	49	52
⑥	室外機のみ	1	0:28:50	0:29:00	55	56	56	51	51
⑦	2 階	2	1:34:20	1:34:30	56	55	56	50	51
⑧	室外機のみ	1	1:39:40	1:39:50	55	55	55	50	51
⑨	排気ファン全稼働	4	1:43:00	1:43:10	61	59	62	52	54
⑩	全設備機器停止	1	0:49:10	0:49:20	51	52	53	48	50
⑪	排気ファン全稼働	3	0:53:10	0:53:20	61	60	62	52	54
⑫	全設備機器停止	1	0:59:30	0:59:40	51	52	53	48	50
⑬	2 階客席	3	1:04:00	1:04:10	56	56	57	50	52
⑭	室外機のみ	1	1:09:20	1:09:30	56	57	57	53	53
⑮	3 階	1	1:58:20	1:58:30	52	52	53	49	50

赤背景:昼間環境基準 60dB 超過 黄色背景:夜間環境基準 50dB 超過

申請人体感 1:聞こえない 2:少し聞こえる 3:聞こえる 4:非常に聞こえる

別紙 6

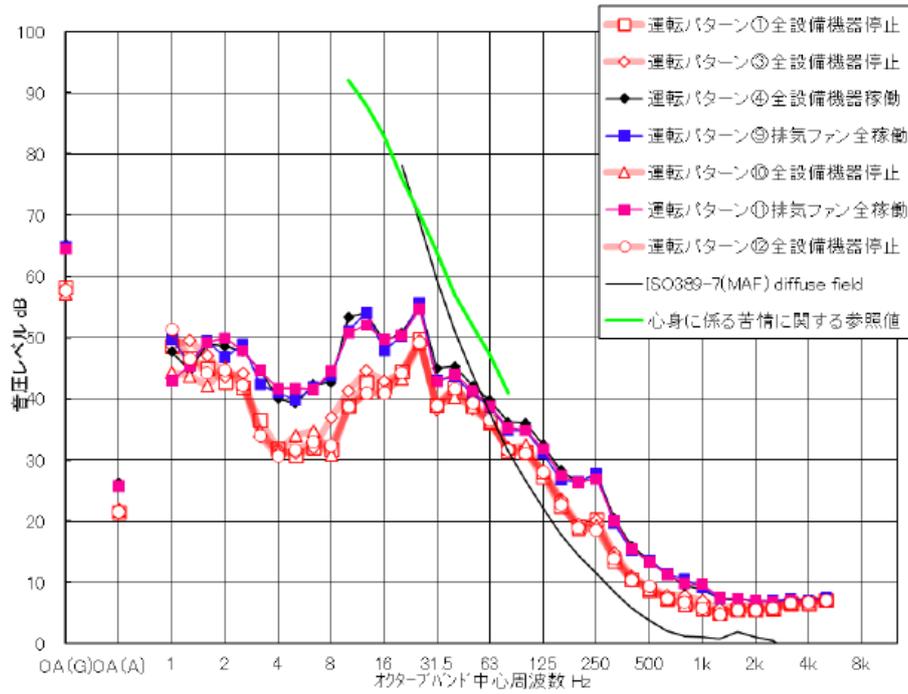


図 5.13 1/3 オクターブバンド周波数分析結果 (測定点 A 組合せ稼働時)

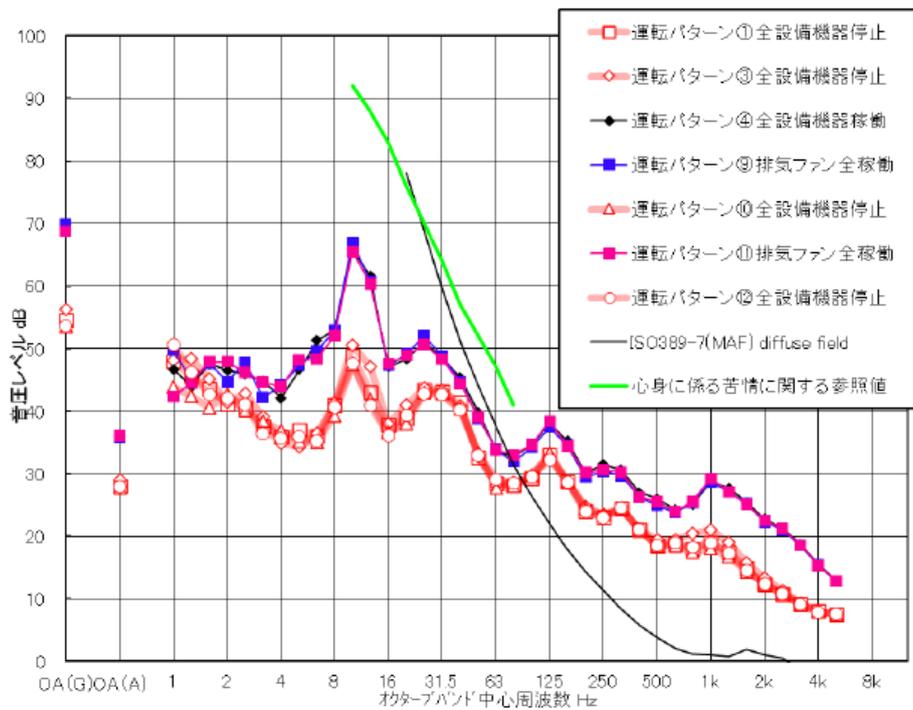


図 5.18 1/3 オクターブバンド周波数分析結果 (測定点 B 組合せ稼働時)